

ら、最後の討論者である來栖教授に、次回の大會で、恐らくはこの點の解決なくしては十分な解明の得られないであろう『法人の代表者と代理人の關係について』の研究報告をお願いして、層の發展を次回大會に期しつゝ、本大會は幕を閉じた。

(一橋大學助手・好美清光)

經濟法學會

經濟法學會(四月六日明治大學にて開催)の研究會における報告は次の通り。

(1)「經濟法の統一(的實體)概念としての『統制』概念について」
九州大學 助教授 丹宗昭信氏

經濟的強者と弱者とあるとき、それに加えられる市場統制の意味において「統制」概念をとらえ、これを實體概念として經濟法を把握することを提唱された。廣範な基礎問題であるだけに難解で、鈴木(東大)、金澤(北大)、西原(大阪市大)の諸教授から、更に説明を求める質問があった。

(2)「價格法をめぐる若干の考察」

一橋大學 教授 吉永榮助氏

米國において法學者と經濟學者との間で問題となつてゐる基準地價格制と、大陸においても論議的となつてゐる再販賣價格維持契約を例にとつて、價格法の基本問題まで考察された。

これに對する北村(神戸)、金澤、今村(北大)の諸教授、正田講師(和太)による質問は、主として、再販賣價格維持契約に

關連するものであった。

(3)「中小企業團體組織法に關する諸問題」

中小企業廳 堀合道三氏
前振興課長
北海道大學 教授 金澤良雄氏

まず、堀合氏がわが國の中小企業の實態から、その合理化のための組織化、即ち本法の必要性を明らかにされ、次いで、金澤教授が本法における中小企業の組織化の意義と本法の規定の特異點を示された。問題ある本法だけに疑點多く、矢澤(東大)、金澤、西原、北村、田中二郎(東大)、田中誠二(一橋大)の諸教授から質問があったが、最も問題とされたのは、加入命令と過怠金であった。

なお、これらの報告の詳細は、學會の機關誌として、近く發刊豫定の「經濟法學會年報」(商事法務研究會)に掲載される豫定である。

(一橋大學大学院學生・中川和彦)

日本刑法學會(第十七回大會)

日本刑法學會第十七回大會は、昭和三十三年四月八・九兩日にわたり、専修大學において開催された。

第一日

一、國際會議報告

「人權保護に關する國連アジア會議」